

＜募集要項＞環境省希少種保護増殖等専門員を募集します

1 募集職種

環境省希少種保護増殖等専門員
(非常勤の国家公務員)

2 募集人数、勤務地及び業務内容

羽幌地区(国指定天売島鳥獣保護区)において1名募集を行います。

(所属する事務所)

北海道地方環境事務所

(勤務する場所)

主たる勤務場所：羽幌自然保護官事務所

苫前郡羽幌町北6条1丁目(北海道海鳥センター内)

従たる勤務場所：国指定天売島鳥獣保護区管理棟

苫前郡羽幌町大字天売字和浦48

○現地における主な勤務範囲：羽幌町

(ただし、検討会、管内会議、その他業務の実施に必要な会議・打合せ等については、必要な範囲において出張することもあります。)

○主な業務(自然保護官と連携し、次の業務を行います。)

国指定天売島鳥獣保護区に生息するウミガラスの保護増殖事業の他、天売島など北海道海岸部の希少鳥類の調査・保全事業及び普及啓発等の業務を行います。

【業務内容の詳細】

ア ウミガラスの保護増殖事業に関すること

- ・天売島における生息状況等調査(モニタリング調査の企画・立案・実施)
- ・生息地における生息環境の維持
- ・生息環境改善のためのデコイ、音声装置等の維持管理
- ・ウミガラス営巣の支障となる捕食者対策の企画・立案・実施
- ・その他ウミガラスの保全に関する取組の実施

イ 希少海鳥類などに関する保全対策に関すること

- ・ケイマフリ・ウミスズメなど希少海鳥類の生息状況調査、保全対策の検討など

ウ 国指定天売島鳥獣保護区の管理に関すること

- ・海鳥類に影響を及ぼす捕食者の対策に関すること(ハシブトガラス、ノネコ、ドブネズミなど)
- ・その他国指定天売島鳥獣保護区の管理に関すること

エ 情報の収集・発信に関すること

- ・地元住民・関係機関等との情報受発信
- ・国内外研究者との情報受発信
- ・情報の収集、整理、啓発用資料の作成等

オ その他の希少種の保護に関する業務

- ・ 傷病鳥が発生した場合等の対応

カ 北海道海鳥センターで行われる普及啓発活動の企画、参加、補助

○募集条件

- ・ 動物生態学、保全生物学又は関連分野に関する学士以上を有すること。
 - ・ 3年以上の野生動物の調査に関する実務経験を有すること（修士以上の在籍期間は実務経験に含むものとする）。
 - ・ 現地自然保護官と連携し、地域住民や関係団体等との協力のもとに行われる保護活動等の技術的指導が行える専門的知識と経験を有すること
 - ・ 各種フィールド調査等に関する専門的知識と経験を有すること
 - ・ 英語の論文読解や海外の研究者とのコミュニケーションに支障のないこと
 - ・ 基本的な事務作業が実施できること
 - ・ 即日の超過勤務に支障のないこと
 - ・ 普通自動車免許（雪道や砂利道の運転があります。）を取得していること
 - ・ パソコンを使った電子メールによる連絡・相談、基本的なパソコン操作（Microsoft Word、Excel、Powerpoint 等）及びデジタルカメラ編集ソフトなどの操作が業務において支障なく行えること。
 - ・ 公務に対する強い関心と、国民全体の奉仕者として働く熱意を有すること。
 - ・ 心身ともに健康で、任用予定期間中継続して勤務が可能であること。
- なお、以下に該当する方は、応募できませんのでご了承ください。

○日本国籍を有しない者

○国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者

3 雇用条件

(1) 雇用期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

なお、次年度以降も再雇用される場合がありますが、雇用を継続する期間は最長で3年です（平成32年3月末日まで）。

(2) 勤務日数

週5日勤務（原則として土曜、日曜、祝祭日及び年末年始（12/29～1/3）は休日）

業務の都合により休日出勤した場合には、振替休日・代休が与えられます。

年次有給休暇あり（ただし、採用から6ヶ月継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤した場合）

(3) 勤務時間

午前8時30分～午後5時15分

（事情によっては早朝からの勤務もしくは超過勤務があります。）

(4) 給与関係

① 給与は日給（日給を月末締め翌月16日にまとめて支給）となります。

② 給与は別に定める給与の取り扱いによります。

日給8,700円～13,610円（学歴・職歴等を考慮の上決定）

③ 社会保険

雇用保険（雇用から6ヶ月間加入、以後退職金で対応）、健康保険、厚生年金に加入します（一部自己負担あり）。

※18日以上勤務した月が継続して12ヶ月を超えた場合であって、引き続き同一任命権者の基で勤務する場合は、国家公務員共済組合に加入します。

④ 手当関係

通勤手当、扶養手当、住居手当、超過勤務手当、期末手当（6月と12月）、旅費を支給します。

※勤務地への赴任に要する旅費は支給しません

※住宅の貸与はありませんので、民間アパート等をご自分で借りて頂きます。

⑤ 退職金

18日以上勤務した月が継続して6ヶ月を超えることとなったとき以降に退職する場合に支給します。

(5) 身分・サービス

非常勤の国家公務員となり、国家公務員法の適用を受けます。

在職中はもちろん退職後においても、職務上の秘密を漏らすことは禁じられています。

(守秘義務)

4 応募方法

次の(1)～(3)を下記の申込先宛てに郵送して下さい。

(1) 履歴書（市販品またはパソコンで作成可）に必要事項を記入したもの1部

<記入上の留意事項>

① 応募動機を記入して下さい。

② 必要に応じて、職種経歴や自己PRを別紙（A4版2枚以内）で添付しても構いません。

③ 連絡先の住所、電話番号、メールアドレスを明記して下さい。

④ 北海道以外の他地区の希少種保護増殖等専門員にも応募している、または応募する予定がある場合には、その地区名を履歴書欄外に明記して下さい。

(2)

① 学位（学士以上）の取得を証明する書類（学位記のコピー又は証明書。最終学歴のもののみで可）

② 過去5年以内の活動実績、職務経歴、自己PR等の資料（様式自由（A4、2枚以内）、執筆論文等あれば添付）

③ 小論文 1部

様式：A4版の400字詰原稿用紙に横書きで1200字以内（パソコン作成可）

テーマ：希少種保護増殖等専門員として取り組みたいこと

希望地域の自然環境の特徴や課題、想定される業務内容及び自らの活動経験等を踏まえて、希少種保護増殖等専門員としてどのようなことに取り組みたいかについて記述して下さい。

(3) 返信用封筒 1通

A4版が入る封筒に住所、氏名を書いて140円切手を貼付して下さい。

5 応募期間

平成29年2月22日（水）～平成29年3月8日（水）（必着）

6 選考方法

（1）一次選考

書類審査：提出いただいた履歴書及び小論文等により審査を行います。

*一次選考結果については、3月10日（金）までに本人あて通知します。

*一次選考合格者については、面接の日時、場所を連絡します。

（2）二次選考

一次合格者に対して面接を行います。

日 時：平成29年3月中旬予定

会 場：北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎3階
北海道地方環境事務所 会議室

*二次選考（面接）の際の交通費等は支給しません。

*最終選考結果については、本人宛通知します。

*なお、選考の経過及び結果についての問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承下さい。

<問い合わせ・申込先>

〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎3階
北海道地方環境事務所「希少種保護増殖等専門員公募係」宛
（電話 011-299-1954）